

基 建 第 1 5 0 3 号
令和7年11月17日

第4区区長 松石 英次 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

ご提案がありました引地地区の道路及び水路について、現地を確認したところ道路法面の一部が崩落しており、水路については道路法面沿いの一部分が崩落していましたが、道路を横断している部分には亀裂等は生じておりませんでした。

道路法面の崩落している部分については、令和7年12月末までに土のう袋を設置するなど安全対策を講じます。また水路については、当該水路が農業用水路となっており、維持管理は水路を利用されている方が行っていることから、道路法面沿いの改修に関しては水路利用者の負担で行っていただきますようお願いいたします。なお道路を横断している部分に関しては、道路の通行に支障を及ぼす可能性があるため、陥没等が生じた際には町が改修を行います。

2 取扱いの理由

引地地区の道路については、法面が崩落しており安全対策を講じる必要があり、水路については農業用水路となっているため。